

荒井会計通信



発行日 平成18年12月31日(木)
発行者 〒162-0825
東京都新宿区神楽坂3-1-17
ハイポイントビル5階
荒井会計事務所
TEL 03-3235-5180
FAX 03-3235-5190

コンビニ「セブン-イレブン」を立ち上げた鈴木敏文氏（現セブン&アイ・ホールディングス会長）は74歳のいまも1～2週間に一度開催する全国の指導員を集めた会議に毎回顔を出し、「常に先んじて手を打つ仕事をしよう」と強調する。氏は経営の教訓として次の三つを挙げる。教訓の一『まねをしない』。「ローソンがどんな店なのか、知りません。まねは常に後を追うだけ。人が何をやろうが、全く関係ない。大事なのは先を行って消費者に一番近づき、そのニーズを商品に組み入れることです」と述べ。教訓の二『客の目で挑戦』。「自分が客ならどうするかを考え、売り手がやりにくいことに挑戦する。指摘するのが大変なくらい、どんどん、変えている」と述べ。最後の教訓の三『反対が成功に』。「みな反対することはたいてい成功し、いいということは失敗する。」と述べている。（12/23朝日新聞朝刊より。）

荒井昇の辛口コラム⑫

【後継を育てるのは我々の宿命である】

我々は時流に乗って順調に食べていけるときは、自分の実力を過信して、得意先のことをあまり考えないで、商品やサービスの提供をしていることが多い。たまたま幸運に恵まれているだけなのに、それで満足



してしまう。戦後61年なるが、戦後約46年間は中小企業を取り巻く経営環境は基本的に追い風であった。その後の15年間は日本経済のバブル崩壊を境に、一転経営環境は厳冬の時代を迎え、未だ回復せず、先が見えない。

戦後高度成長時代を含めいつも右肩上がりの経済に慣れ親しんでしまった、多くの経営者にとって冒頭に取り上げた鈴木敏文氏の言葉は、心にズキンと突き刺さると思う。氏は「我々は常に相手に受け入れられる商品・サービスを生み出していかなければ、企業としての存続はありえない」と断言している。そのためには、他社のまねをしない、得意先の声に耳を貸し、その上で吟味された企画を実行し、失敗を恐れないチャレンジ精神が必要であると述べている。

しかし、鈴木敏文氏にしても年齢的にそろそろ限界に近づいているようである。いまだに後継者が育たないワンマン体制であることだ。後継者を育てるのも得意先に安心感を与え、大事な仕事だと思う。

梵語に輪廻転生という言葉がある。「人生は誰にでも浮き沈みがあり、それを乗り越えながら、次の時代にいいものを継承していくことが、我々に与えられた宿命である。」という言葉だと思う。

『前号からの連載シリーズ第12回』

【魅力ある安定した平和国家を築き上げるためには】

前号までにアメリカ住宅価格のバブルが暴発（暴落する）をきっかけに、2007年10月に世界に金融危機が広がっていき、2008年になりニューヨーク株式市場の暴落とドルの暴落は歯止めがかからなくなり、やがていまのアメリカ国家が崩壊すると述べてきた。2006年12月には奇しくも欧州単一通貨ユーロの流通額がアメリ

カドルを超した。このことは02年のユーロの流通からわずか5年で世界の基準通貨が入れ替わってしまったことを示している。いま、ロシア、中国、中東の産油国、そして南アフリカ等は外貨準備金をアメリカドルからユーロに急速に入れ替えている。これらのことはアメリカドルの暴落がもう寸前に迫ってきていることを示している。我々はこの事実を認識し、国および個人レベルで対応策をたて早急に実行していかなければ、手遅れになる。

次号につづく

清水勸の直言直筆

【 残業食事代の取扱い 】

月末や年末など、何かと多忙になり、残業する機会も多くなるかと思えます。その際、従業員に対し、食事代として会社のお金を支給する場合もあるかと思えます。今回は、会社で支給する食事代についての税務上の取扱いについてお話したいと思います。



従業員に対して支給する食事代は、原則として源泉徴収の対象となる給与所得として課税対象となります。食事代の一部を従業員が負担した場合は、食事代と会社負担分の差額が給与所得となります。ただし、従業員の負担額が食事代の半分以上で、かつ、会社負担額の合計が1ヶ月あたり3500円以下の場合は、非課税となります。この要件を満たさない場合は、会社負担額の全額が課税対象となります。

ところが、残業中の従業員に対して現物支給する食事代については非課税となります。通常の勤務時間外における勤務の場合に対象となり、交代制で夜間勤務する従業員の場合は、夜間でも通常の勤務時間内に該当するため対象なりません。夜間勤務者に対しては、その支給額が深夜勤務1回につき300円以下のものは非課税となります。

ただし、残業食事代であっても、現金で支給した場合は一種の手当として給与所得となるので注意が必要です。